

「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程

平成16年 4月 8日制定

平成20年 6月20日一部改正

平成22年 5月12日一部改正

平成23年 5月23日一部改正

平成24年 3月21日一部改正

平成28年 6月14日一部改正

平成29年 6月16日一部改正

令和2年 3月27日一部改正

1 推進会議の合理的かつ組織的な遂行をはかるため、業務分担ごとに役員及び各事務局責任者の職務権限等を定める。

2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き

推進会議の事務については、総会決定事項を除き、会長が決裁・決定することを原則とするが、以下に定める事務については、以下に定める者が決裁(専決)することができる。

(1) 総務

ア 総会の開催については、総務事務担当者(JA福島中央会担当者)が立案し、会長が決裁する。

イ 推進会議の承認申請については、総務事務担当者が立案し、会長が決裁する。

ウ 以下の事務については、総務事務担当者または事務担当者(福島県水田畑作課、畜産課担当者)が立案し、必要に応じ事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。

また、担い手協議会事務局では、水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金の範囲において、以下の事務について事務担当者が立案し、事務責任者が決裁する。

(ア) 地域農業再生協議会担当者会議、業務調整会議等の開催。

(イ) 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金に係る(変更)交付申請、概算(精算)払請求、遂行状況報告及び実績報告。

(ウ) 監事監査及び内部監査の受検に関すること。

(エ) (ア)～(ウ)に準ずる事務。(特に重要であると判断される場合を除く。)

(オ) 事務局長を発信者とする文書の施行。

(2) 専門部会

専門部会に関する事務の決裁・決定の手続きについては、会長が別に定める専門部会設置要領によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月 8日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則（平成22年5月12日議決）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用対策については、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月23日議決）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日議決）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月14日議決）

この規程は、平成28年6月14日から施行する。

附 則（平成29年6月19日議決）

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

附 則（令和2年3月27日議決）

この規程は、令和2年3月27日から施行する。